

令和4年度（2022年度）  
第3回公共事業評価専門委員会  
会 議 録

日 時：令和4年7月29日（金）13:15～17:30  
場 所：北海道第二水産ビル4階4S会議室

【出席者】

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
委 員 長	渡部 要一	北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授
副委員長	中津川 誠	室蘭工業大学大学院工学研究科教授
委 員	有村 幹治	室蘭工業大学大学院工学研究科教授
委 員	柏木 淳一	北海道大学大学院農学研究院講師
委 員	厚井 高志	北海道大学広域複合災害研究センター准教授
委 員	千葉 智	千葉智公認会計士事務所所長
委 員	中前 千佳	(一社)北海道開発技術センター主任研究員

【事務局（北海道）】

総合政策部計画局計画推進課長  
総合政策部計画局計画推進課課長補佐

佐々木 敏  
長尾 和宏  
ほか

# 1 開 会

## 2 議 事

### (1) 委員長、副委員長の選出について

(互選により委員長、副委員長を選出)

---

### (2) 過年度事前評価対象地区の事業採択結果報告

#### 【事務局（総合政策部計画推進課）】

(事務局資料により説明)

#### 【農政部、水産林務部】

(資料1により説明)

#### 《 質 疑 》

#### 【中津川副委員長】

N019 道営土地改良事業、西中音更地区だが、受益面積が、事前評価の 1,165ha から 94ha 減っている。94ha は数値としてかなり大きい。事前評価で算出した面積が、実態としてこうであったと思われるが、その理由をお伺いしたい。

#### 【農政部農村計画課】

事前評価時点では古いデータを使用しており、それを正確なものに見直した結果、変更が生じたもの。私共としても、振興局と確認しデータのあり方として、最新の数値とその保管方法を共有するとともに、データ修正も複数の担当者によりクロスチェックするなど、初歩的なミスがないように今後改善して参りたく思う。

#### 【中津川副委員長】

約 100ha の減だが、これは 1 平方 km にもなる。これほどの差は古いデータを使っていたにしてもなかなか考えられない。事前評価時のデータについては今後ご注意いただきたい。

#### 【渡部委員長】

データの信頼性は重要である。今後、きちんとご対応願いたい。

#### 【中前委員】

N028 の水産基盤整備事業、北海道南西部地区だが、B/C が 1.63 から 1.26 と大きく減少している。事業内容で見ると着定基質が 19.0ha から 17.4ha に減少しただけだが、B/C が大幅に減った理由は何か。

#### 【水産林務部水産振興課】

便益算定の過程で、計算のミスがあり修正したものとなる。具体的には、効果面積の算定の取り方について、基質自体の面積を効果とするところ、基質を入れていないブロックの間隔も効果面積に算定してしまい、今回それを修正したことが理由となる。

#### 【中前委員】

事業内容の変更による修正ではなくて、計算過程のミスと言うことでよろしいか。

#### 【水産林務部水産振興課】

計算の過程によるミスである。

【中前委員】

報告書では着定基質が減ったことから B/C が変更になったというふうに見えてしまう。B/C が大きく減った理由もきちんと報告していただきたい。

【渡部委員長】

先ほども申し上げたが、データの信頼性は非常に重要であり、B/C は公共事業において非常に重要な指標となっている。今回、余裕があるのでミスがあっても 1.26 を確保できたが、ここで 0.9 となると、この委員会の審議との齟齬が生じてしまうので、しっかりと対応していただきたい。

他に意見等がなければ、この議事は以上にしたいと思うが、よろしいか。

(了承)

---

### (3) 令和 4 年度公共事業評価における実施方針 (案)

【事務局 (総合政策部計画推進課)】

(資料 2 により説明)

《 質 疑 》

【渡部委員長】

説明の趣旨として、文言の整合性、様式の見やすさを図るといった修正となる。

意見がなければ、事務局案のとおり令和 4 年度の実施方針等について、委員会として決定したく思うがよろしいか。

(了承)

---

### (4) ① 再評価対象地区に係る報告

【事務局 (総合政策部計画推進課)】

(事務局資料、資料 3 により説明)

《 質 疑 》

【渡部委員長】

意見等がなければ、この議事は以上にしたいと思うがよろしいか。

(了承)

---

### (4) ② 事業費 10 億円以上増額地区に係る報告

【事務局 (総合政策部計画推進課)】

(事務局資料、資料 4 により説明)

《 質 疑 》

【中津川副委員長】

No30 水産基盤整備事業、オホーツク海だが、変更理由のポツ 3「地元要望により事前調査が行われ、事業実施に必要な情報がそろったことから、新規漁場(猿払村漁場)を追加」とあるが、増額変更ではなく、新規で事業を行えば良いのではと思うが、変更とした理由は何か。

【水産林務部水産振興課】

計画変更で追加した理由だが、ホタテの漁場を再生するという既存の計画があり、これと同じオホーツク海域に同様の事業を追加するという趣旨により、国から指導されている。

【中津川副委員長】

事業が立ち上がってから、事前調査が行われて猿払村の漁場が追加されたということか。新規で事業を立ち上げる時、猿払村漁場の可能性があると判断されていたが、不確実性があったことから、その後の調査を踏まえて変更ということであれば分かる。一方で事業が始まってから調査を実施し、後付けで10億円以上の増額となるなら、改めて新規で4億4千万の事業を立ち上げれば良いのではと思う。それとも、猿払村も含めてこの海域で一体の事業を行うというスキームが決まっているのか。

【水産林務部水産振興課】

この事業を始めるに当たって、漁場再生計画を作る必要がある。それについてはオホーツク海一帯の計画となっており、当初は二つの漁場で行う予定としていたが、猿払村については新たに漁場調整がついたことから事業要望として計画変更としたものである。

【中津川副委員長】

漁場調整や調査を十分に行ってから、新規事業を立ち上げるのが普通ではないか。  
後から、こういう案件が出てきたのであれば、付け足しではなくて、新しく事業を行うべき。

【渡部委員長】

この委員会でも正当な理由がある場合を除き、農政部の後出しじゃんけん型の要望は認めないという議論をしてきている。この案件については、調査が遅れたので、当初の計画には入っていなかったが、ほかの2地区については調査を行い、当初で事業要望をしている。新たに猿払村漁場の調査が終わったので、追加したというところは、後出しじゃんけん型に見える。手続き上の問題として、委員はよろしくないという認識を持っている。今後はしっかりと対応いただきたい。

【渡部委員長】

他に意見等がなければ、この議事は以上にしたいと思うがよろしいか。  
(了承)

---

#### (4) ③ 高進捗率又は主要工事完了地区に係る報告

【事務局（総合政策部計画推進課）】

(事務局資料により説明)

【建設部】

(資料5により説明)

《 質 疑 》

【中津川副委員長】

都市計画街路事業費3・4・9旭通であるが、用地買収はこの2年間できちんと終わる見通しはあるのか。

【建設部都市環境課】

未買収箇所について、買収に必要な事務手続きや所有者不明箇所においては収用申請などを経て買収する見込みとしており、その年数を踏まえて3年で完成できる。

【有村委員】

当初の完成予定は、平成29年であったが、その後、令和4年に計画変更があつて、完成予定が

令和7年に変更されたということだが、事業採択が平成24年となっている。B/Cは一度算出されているかと思うが、普通は感度分析を行い、遅延した場合、どれくらいB/Cが変動しているのかを確認する。現状で見た場合、B/Cはどれくらい変わっているのか。

【建設部都市環境課】

前回評価時H29のB/Cは1.15、期間延伸したことによる現在のB/Cは、1.01となる。

【有村委員】

了解した。遅延すると効果の発現が遅れ、場合によってはB/Cがひっくり返ってしまう恐れがあるので、十分に注意願いたい。

【渡部委員長】

土地収用に関しては、公共事業につきまとう問題がある。過去に1件、どうしても未買収が残り、その部分の工法を変更し土地収用にかからないよう対策を図るというものもあったが、今回は路線そのものに土地がかかっている状況かと思われる。できるだけ期間が長くないように土地収用を解決しないとB/Cは下がっていくという意識は重要かと思われる。

他に意見等なければ、この件につきましては、評価対象外とさせていただくがよろしいか。  
(了承)

---

#### (4) ④ 評価実施翌年度完了見込み地区に係る報告

【事務局（総合政策部計画推進課）】

(事務局資料により説明)

【農政部、水産林務部、建設部】

(資料6により説明)

《 質 疑 》

【中津川副委員長】

⑥の水産基盤整備事業、雄武幌内地区だが、事業費が336百万円から1,794百万円に膨らんでいる。かなり増額が大きい、経過年数又は事業費増による再評価を受けていないのか。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

事業費増について、R4事業費とR5予定で合わせて4億8千万であり、昨年度時点では10億は超えていない。

また、経過年数についても、昨年度、農政部、水産林務部は10年経過から5年経過に基準が見直されており、当時の基準では(5年経過による)再評価は該当しなかったということである。

【中津川副委員長】

了解した。ただし、理由として、海水交流施設の増額とのことだが、こういうことは当初分からなかったのかということ。先の件でも同じだが、後付けで事業を足していると思うが、如何か。

【水産林務部水産振興課】

当該地区の追加だが、当初、国と協議を行う中で、老朽化施設ということで機能保全のメニューで新規事業の立ち上げを予定していた。一方でこの海水交流施設がこの事業メニューに該当していなかったことから、雄武幌内地区で行われている本事業で申請するように国から指導があったことが理由である。

【中津川副委員長】

それが何故、最初から出来なかったのか。

【渡部委員長】

この委員会ではあらかじめ、しっかりと計画をたてた上で、この事業費で予算要望をして良いのかというところで評価している。実は・・・と言って、後からこういうものが入ってくると評価上よろしくない。何故、当初にそういった考えがなかったかの合理的な説明をお伺いしている。

【水産林務部水産振興課】

水産事業を実施していく中で、海域全体での取組ということで、当初はエゾバフンウニを増加させる囲い礁を計画していたが、近隣地区においては、海水交流施設による北海エビやかきの養殖、そうした施設を重要視していた。また当該施設においては、建設から30年以上経過しており、地元から老朽化の恐れがあり、倒壊の危険性があるとのことから、この度、緊急的に追加したものである。

【中津川副委員長】

農業農村整備事業と同じような問題を抱えているように思える。最初から当該案件を盛り込んで評価を受けるべきであり、後付けで何でも認められるというのは違うのではないかと。完了見込み地区は評価の対象外だが、それでいいのかという気もする。

【有村委員】

追加の変更であり、コストが生じている。それを入れた費用対便益分析を行ったとき1以上となっているか、Net Present value（正味現在価値）がマイナスにならないかといったチェックはされているのか。

【水産林務部水産振興課】

計画変更の段階で、費用対効果を算出しており、当初1.54のB/Cから変更後の数値としては、1.10となる。

【有村委員】

道路の場合、B/Cが1.5を上回ることはあまりない。1.54の値の場合、かなり設計変更して、コストを増やしても1.0を下回るようなことはないことから、簡単に設計変更してしまうのではと思われる。事前に見込まれる金額変更として、例えば1割から2割とかある程度、制限しないと、じゃぶじゃぶで追加変更できる。また、B/Cだけではなくて、B-Cも出していただけると分かりやすい。

【渡部委員長】

この地区は昔の基準であり、5年再評価ルールに引っかからなかった。今後は再評価に引っかかる仕組みとしているが、当該地区は最終年度ということで、すり抜けて終わることとなる。

今回の指摘がなければ、この海水交流施設が後付けで追加されたことが気づかないで終わっている。今後はそういうことは可能な限り排除していきたく思う。

また、当初計画の中で全ての要望を入れて評価を受けるという姿勢を崩すと、この評価は一体何だと言うところまで遡ってしまう。今後はしっかりと対応頂きたい。

【中津川副委員長】

⑬道路改築事業、中央東線だが、R4年度の進捗率が44%、R5年度で100%となっている。来年度の予算が認められるか否やもあるが、本当に完了できるのか。

【建設部道路課】

本事業は比較的、延長が短い。また、山を切土するが、既に土地買収の見通しは立っており、事業完了は十分可能である。

【中津川副委員長】

これまでのトレンドを踏まえて、最終年度にこれほどの予算がつくのか。

【建設部道路課】

その点については問題ない。

【中津川副委員長】

次の⑭道路改築事業、中西別計根別線も進捗率が R4 で 65%から R5 で 100%となっているが、同じく大丈夫か。

【建設部道路課】

こちらの地区も残りの工事の延長が 500m と短く、予算確保や工程上の問題はない。

【渡部委員長】

この場で大丈夫であると言っておきながら、来年、R5 年度完了ができないということはないようにしていただきたい。

今見ているのは来年度終わるという事業、委員におかれては、きちんと終わる見込みとなっているか、再評価を受けないよう逃れていないか、という点をきちんと見て頂きたい。

他に意見等がなければ、本件 16 地区について、再評価の対象外として決定させていただくがよろしいか。

(了承)

---

#### (4) ⑤ 再評価実施地区の評価方法

【事務局（総合政策部計画推進課）】

(事務局資料、資料 7 により説明)

《 質 疑 》

【渡部委員長】

評価の方法、全員評価地区、委員の担当地区の説明であったが、特に全員評価地区の選定について、意見等があれば発言をお願いしたい。

また、担当地区についても委員の専門分野を踏まえた選定となっている。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

1 点補足させていただく。事務局資料の 8 ページ目だが、表の数値に 7-イ高進捗の 3 地区が含まれている。先にこの高進捗率の地区は対象外と認められたことから、合計 71 地区は 68 地区となることを報告させていただく。

【渡部委員長】

特に意見等が無ければ、事務局案のとおり決定させていただくが、よろしいか。

(了承)

---

#### (5) 令和 4 年度公共事業事後評価（試行）の実施について

【事務局（総合政策部計画推進課）】

(資料 8、資料 9 により説明)

《 質 疑 》

【渡部委員長】

対象地区の選定方法、評価の様式、全員評価の形で 3 地区だが、実際に現地調査に行くのは、



事務局の提案では2地区という形になる。事業完了翌年度から数えて3年目が対象ということだが、意見等があるか。

【有村委員】

様式2の公共事業事後評価調書のフォーマットについて、読んでいる限り、定性的な評価の欄が多いという印象がある。例えば、裏面の効果発現に関する利用者等への意見聴取に関しては、農業農村整備事業等の場合には受益者の方々がほぼ固定化されていると思われる。当然、事業を行ったら便利になったと答えると思うが、ただその量が分からない。先ほどの議論でもあったとおり、計画の変更があって追加の費用が発生しているとなると、当初のB/Cがどのように変化してきたのかというところで、当初の見込みと結果的なB/Cの幅、振れ幅みたいなものをチェックする欄、そのような定量的な評価の視点をこの中に入れていただけると、ある程度、そのデータ量が集まってきたときに、各事業の当初の見込みと結果の振れ幅みたいなものが、しっかりと定量評価できるようになるとと思われる。

また、先ほどもその話があったが、ずばずばにならないようにという話もあり、事後評価の視点の中で入れていただきたいと思う。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

去年から定量的な数値の話も委員会で意見が出ていたかと思うが、数値のみに囚われず、整備施設の活用状況、利用状況など定性的なところから見て、試行としてスタートすることとしている。

ただし、実際に、そのような意見も分かることから、試行でやっていくうち、それが必要となれば、そういった検討をさせていただく考えである。今年度の試行については、去年の委員会での経緯も踏まえ、こちらの事務局案で施行させていただきたく考えているところ。

【有村委員】

私はあまり納得いかない。何故かという、事前評価の中では少なくともアウトカムは出しており、数値目標を設定している。事後に関して、事後の調査を行うとコストがかかるので、改めて調査をする必要はないと思うが、浸水区域これくらいまで小さくなったとか、見て分かるようなものとか、既知におけるものに関しては、その数値を入れて、当初の事業の目的は達しているということを見せないと、納税されている方々に説明責任を果たしていないと思われる。定量もやれるところは入れてもらいたい。また、アウトカムに関しては、少なくとも拾っていただきたいというのが要望である。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

今把握している直近のものを示すなど、工夫した見せ方を検討したく思う。

【渡部委員長】

これは当初、事業が終わってから5年くらい経ったところという話もありましたが、委員もメンバーが変わってしまうので、3年で事後評価を試行的にやってみようという話であった。事後評価が非常に難しいのは、本当の効果が出てくるのが、事業のタイプによってタイムラグが出てくることがあるので、そこを何でも杓子定規に定量化というのは難しいと思う。一方で有村委員が仰ったような数値化するということも、事前には数字で把握している部分はあると思われる。事後においても新たに調べるといって、事後評価のための調査をしなくてはいけなくなってしまうが、そうではないところの分かる数値については3年経ったところで書き込んで、残しておくということも事後評価の記録としては重要かと思われる。できることをやっていただきたいと思うが、有村委員いかがでしょうか。

【有村委員】

そのようにしていただければと思う。

【渡部委員長】

（事務局へ）可能な範囲で対応いただきたい。

【中津川副委員長】

事後評価とあるが、評価というのは難しい。言葉としては評価で結構だが、備忘録だと思う。端的に言って、委員長が言われたように、きちんと記録を残しておくということ。そういった意味では有村委員が言われた定量的なものが出せれば良いと考えるが、経緯を残しておいてほしいと思う。さっきから問題となっている増額の理由とか、何故増額したのかという話とか、その理由がなかなか難しいのであれば、課題とか、そういう経緯を残しておくことが次の評価につながるのではないかと思う。定性的なという言い方になるかもしれないが、そういう経緯、増額、変更とかも残しておくような欄があった方が良い。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

様式2の事業概要の欄にそういったものを入れ込むことを検討させていただく。

【中津川副委員長】

課題とかそういうことも書けるように、していただきたい。

【渡部委員長】

この評価委員会で事前評価や再評価をして、最後のけじめというわけではないが、とりまとめとして、評価ではなく事後評価という記録を残すことかと思う。その経緯が分かる、どんな変遷を経た、どんな要望を新たに受け入れた、そんなことが記録として残っていると、次の公共事業に役立つのではないかと思われる。この部分、書き込めるような様式になっていないと担当部局は書いてこないの、書けるように様式に修正していただきたい。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

おそらく、その変更した経緯とか理由は課題とも被るところがあるかと思う。そういったところを様式で示すような調整をさせていただく。

【渡部委員長】

検討いただければと思う。

今いただいた意見は非常に重要なところだと思われる。これについては事務局で案を作成していただき、私の方で確認ができればそれで一任していただきたいと思う。

この件については、以降、一任いただきたいとも思うが如何か。

（了承）

では、そのようにさせていただく。

---

## （6）道営農業農村整備事業に係る追加要望に対する考え方について

【農政部農村設計課】

（議事（6）補足資料により説明）

《 質 疑 》

【渡部委員長】

非常に長い間、議論してきた案件であるが、最終的な形で農政部から提案されている。ご意見、ご質問があればお願いします。

【中前委員】

補足資料13ページに示していただいた内規案のうち、「次のア～オに該当するなどし、」の「するなど」とっていただき、「該当し、」に記載を変更したのは、素晴らしく良かったと思う。

一方で農政部として、ここはどういうものを想定して「するなど」としていたのかということこ

ると、変えたことによって例外的なものというのは発生しないのかと言うのをお聞かせいただきたい。

#### 【農政部農村設計課】

「するなど」については、現時点では想定していない。今のところはア～オまでの5項目と考えているが、緊急的に何が起きるか分からないということもあり、当然、取扱いとして内規で定めるので、急に規定も変更もできないということもあり、想定外の対応として、などという形で残しておきたいと考えた。委員の皆様から、明確な整理をした方が良いということもあり、ここは「該当し」という形で整理したものである。

#### 【千葉委員】

この件に関しては、事前説明のときに私も色々意見交換させていただき、その辺りの経過も委員の皆様を知っていただいた方が良いのかなと思ひ、その辺の話をさせていただく。

まず、1点目は、補足資料13ページにある再評価の取扱いという形で今回規定化されているが、私の事前説明の時の意見としては、そもそも再評価の話ではなくて、事業を決めるときの話でしようということで、再評価ではなくて、事業実施の内規に盛り込むべきではないかという話をさせていただいた。その時の農政部の説明としては、もともとは土地改良法による事業なので、土地改良法に基づき事業をしていると。そこでの取組に関して内規というものはないと説明いただき、ない内規に付け加えることはできないので、再評価の方に入れさせていただきましたという説明をいただいた。それは、もし本当に事業実施側の内規が全くないのであればそれは仕方ないかなと納得したところである。

一方でどう考えても再評価に当たらない、かからない事業もありますよねという話で、例えば、10億円に全く達しないようなもの、そういった事業でも自己証明的なものが出来ませんかという話で、これは前の委員会でも話したが、11ページで、振興局から挙げてきたものに対して、Noといた事例とYesといた事例と、それをずっとやってくださいというわけではないのですが、この内規を決めたことがちゃんと機能しているかを確認するために、しばらくの間、Noといた事例とYesといた事例をちゃんと集計して、委員会に報告していただいたらいいのではというご提案を前回の委員会ですべていただいた。事前説明の時にその説明を農政部からしていただいたが、11ページの緑色の部分の数というのが、事前相談なので把握できませんということで、なかなか統計は難しいとの回答であった。そこで、振興局が右側の本庁農政部にYesといた数から把握したらいいのではという話をさせていただいたが、その回答としては、結局のところ、右に対するYesも上の緑からのYesと変わらなくて、要は、事前相談という形でとっているので、最終的に本庁農政部がYesと言わないものは事前立消えというような形になっているという説明をいただき、数の把握は難しいという回答であった。

私としては、農政部がすごく後ろ向きだなという感触を持っていまして、できればNoといた事例を本当に積極的に出していただければ、我々委員会としてもすごく納得感があるのではないかなと思う。正式な文書のやり取りではないと数が把握できないということであれば、若干、難しさはあるのではないかなと思うが、ある程度、振興局から農政部にYesといた部分の数を限って言えば、何らかの定義で数を決めていけば、Noといた回答も把握できるのではないかなと思ひ、その辺は改めて農政部がどのような考えなのか教えていただければと思う。

#### 【農政部農村設計課】

農政部としては、農家からの追加要望があった場合の理由について、再評価の個別評価地区において、しっかりと説明させていただいて、了解を得たいと思っている。

#### 【渡部委員長】

これは受けられる、受けられないというところの説明かと思われる。千葉委員は、断る案件について、何の記録も残らないままだと、うやむやなのではないかということを懸念されているのだと思う。委員会でも議論したのだからというところだと思うが、それはごもっともだと思う。

一方で、システム上、無謀な要望に対して応えていない、ちゃんと断っていることが機能しているという意味では、農政部が仰ったような、説明できるものしか要求が挙げてこないという形に事前に調整してしまうというのも1つの方法だと思う。このまま議論していると平行線になるのではないかなと思うが、しっかり運用してみたときに、例えば、事前にこのような案件、要望が

あったが、これは駄目だということを全て報告していただく必要はないと思うが、こんな事例があったというようなことを審議ではなくて事例として報告していただけたら、ちゃんと内規が機能しているとの確認になるかと思われる。

【農政部農村設計課】

結局、調査、集計しなければならなくなるので、かなりのボリューム作業になると思っている。全道的な取扱いとしては難しいと考える。

【渡部委員長】

千葉委員は、全部を教えるということを言っているのではないと思う。事例として、例えば、それがどの振興局から挙がってきたもので、具体的な地区という話を言うのではなくて、こういう要望があったけれども、これは後出しなので今回は受け付けられないという、記録に残らない事例というのを紹介していただくだけで、かなりこちら側が持つ印象が違うと思うが、それは集計するわけではないので、事務の負担にもならないと思うが、如何か。

【農政部農地整備課】

実際に、現場の方に、どういうふうに断っているのかということを紹介したときには、補足資料の12ページのような形で断っているという話は聞いている。ただ、実際に、それがいつ、どの地区で、どういう内容でというのは、メモはしていない。

また、緑色の段階でいくと、先ほど話があったが、農業農村整備事業の間には市町村や土地改良区など関係団体や期成会等も入っており、その段階で農家からの要望が来た時に、それは無理と答えているものが多く、実際の件数の把握は難しい。それぞれ理由を出していくのも厳しいと考えている。

【千葉委員】

なんでもかんでも報告してくれと言っているわけではなくて、私は、緑色の部分はまだいいのではないかと。要は、振興局から問合せがあったものに対して、本当は件数も知りたいと思うが、その集計が難しいということであれば、委員長が仰るように事例の紹介でもしょうがないのかなと思っています。

事例の紹介であれば、そんなに事務に手間がかかるということはないのではないかなと思う。

このような考えを持っているのが私だけで、ほかの委員の人がそこまでしなくてもと思っているということであれば、これ以上の言及は避けるが、私の考えとしては、少なくとも委員長が言ったくらいのことはできるのではないかと思われる。

【中前委員】

私も事前説明を事務局から聞いたときに、緑の要望については本当に細かな要望があがってきて、それを跳ね返していることもあるので、拾いきれないので数にはできないと聞いていた。実際に振興局から本庁農政部に上がってくる段階では、振興局の審査があり、これはあげてもいいということあげてもらえると思うが、ある程度、振興局から本庁農政部にあがってきたものが何件で、本庁農政部の方で判断してこれは駄目でしたというものの、断ったというのは、これはカウントできるのではないかと感じている。そこも難しいということか。

前回、私が意見したときに、いくつかの振興局、いくつかの同じ要望があがってきたときに、どちらを優先して、どちらを後回しにするなどの判断は本庁農政部で判断して行っているというふうに聞いていたので、それならば、ある程度件数がいくらあがってきて、どっちを優先して、これは後にしようとか、断るとかという判断も農政部でされていると理解していた。そこはシステムチックに検討されて Yes、No を判断しているように感じていたが、今話を聞くと、やはり全部、口頭でやったりしているので、把握が難しいというふうに聞こえてしまうが、ある程度、本庁農政部の判断として No でしたというのは出せるのではないかなと言う点は、千葉委員と全く同じ意見である。

【農政部農地整備課】

補足資料 11 ページで、Yes か No かという話をされているかと思うが、正直、事務的に非常に大変なので、Yes であがってくるものというのは、ある程度フィルターをかけて、しっかりしたも

のをあげてきている。No のものがどうかというと、その前段として、軽く相談を受けるものは沢山ある。そういったものを全部 Yes になるように所定の様式、資料を揃えてあげてくると何百件も出てくる。それを一つ一つ本当に時間をかけてやる時間があるのかということないで、最初の段階で、やりとりしている中でフィルターをかけてあがってくるものが Yes だと思ってくださればいいと思っている。そのうち、No が何件あるかというのは、その段階で No というのはほとんどない。基本的にはある程度のフィルターを通して検討してあげているので、そうじゃないと事務的に処理できないのが実情である。

その段階で、正直軽いものから、こんなの電話してくるのかくらいのものから、確かに相談してくるものも分かるというものまで色々あるが、担当に電話が来た時にメモにとって残すとなると、本当にとんでもない件数となる。

しつこいですが、Yes であがってくるものというのは、本当にフィルターをかけてあがってくるものだということをご理解いただけたらいいのかなと思う。その前段には No がたくさんあるということである。

#### 【渡部委員長】

No は本庁農政部のところでのオフィシャルな No ではなくて、事前の振興局のレベルでの受益者さんとのやり取りの中での No という理解か。

#### 【農政部農地整備課】

そのとおり。正式な計画変更の手続きをしていく中で出てくるものではなくて、その前段で、そのような書類を作成するのは時間がかかる。また、現地確認が必要か否やということでも時間も費やすもの。

#### 【渡部委員長】

おそらく、千葉委員、中前委員が仰っているのは、そういった細かい要望が、こんな要望をあげてくるのかというものをきちんと断っていることが見えたら、ある程度納得できるものだと思うが、今それを一切、見せようとしないうちに、委員が納得できないところが、何となく残っているのではないかという気がするが、千葉委員いかがか。

#### 【千葉委員】

もうこれ以上、議論しても仕方がないという気がするが、数を把握できないというのは、納得したが、事例も紹介できないということはないかと思う。要は、全部メモとって全部報告しろと言っているわけではないので、代表的な例をあげてくださいということにも対応できないというのは、私としては理解しがたい。

#### 【農政部農地整備課】

これはあくまで私の私見かもしれませんが、補足資料 12 ページで追加要望を断る主な事例を示しており、当然、振興局へ聞いて、自分の経験もあるが、本庁の中の担当者や振興局にも確認したものとなる。これと同様という考えである。

#### 【渡部委員】

これは、数ある案件をとりまとめた結果、こう分類できるということか。

#### 【農政部】

もしかしたら今仰っているのは、こういうふうにとまとめているけれども、そうではなくて、もっと具体的に書いているものが示せないのかということをおっしゃっているのか、分からないところ。

#### 【千葉委員】

事例として、これは類型化したパターンとして出していると思うが、これが本当にあった事例なのか、こういうことであれば断るということなのか、その辺も分からない。事例として具体例を出すのも難しいということであれば、もうこれ以上議論しても仕方がないので、ここは他の委員がどう思っているか分からないが、私としては仕方がないのかなという意見である。

【柏木委員】

取扱い（案）についてだが、これは誰に対して示す案か。これは結局、道庁の技術者に対して示す案ということか。それならば、先ほど農政部から話があったように結局、本庁に Yes であがってくるまでに、成案として調整済みのものだけであるので、これを示さなくても既にそのようなフィルター機能が働いているということ saying いたのではないか。

それなら、これは出さなくても問題ないのでは。排除される事例というのはそれぞれの振興局の調整する人が分かっている、本庁にあがってくる時は全部 Yes になるのであれば、わざわざこれを出す必要がないということである。それとも、受益者に対してこういう案があることを説明するというための案なのか。

聞き方が変かもしれないが、既に上手くいっているのであれば、そんな案を作る必要はないのではないか。だから、最初から上手くいっていますと言えばわざわざ案を作る必要はないと思われる。

【農政部農村設計課】

まず一つ、今回、真に必要と判断するということで、この5点の内容で今までも取り組んでいたと思っているが、ただ明確化をしていなかったということがあり、今回、改めて、こういう趣旨であることを明確化させて、徹底したいと思っている。

当然、これは内規となることから、農政部あるいは振興局の農村振興課に周知するが、それについては、再評価の外部委員の中において、こういう視点で評価されるという説明を行う。当然、市町村や土地改良区、あるいは農家にもこういうのは内規で明確に定めたのという話はするので、効果はあると思っている。

【柏木委員】

それなら了解した。

【中津川副委員長】

ここで、農政部の肩を持つわけではないのですが、評価のために、あんまり仕事を増やすということは考えた方が良くないかなど。現場でそのような色々な記録を残したりするのが、結構大変な、煩雑な作業になるということもあると思う。それよりは、こういうものを作って、ちゃんと実効性のあることができていくかどうかということをチェックすれば良い。補足資料13ページの案に従ってきちんとやっていると、理不尽な追加要望がないかどうかということのを我々も確認できれば良い。

そこで、勘違い、思い違いされるのは、11ページのフローチャートが、先ほど中前委員も言っていたが、システムチックに No と出てくるような書き方をしているが、実際はそうではなくて、Yes というところはちゃんと文書で確認しながらやっているけれども、No は口頭での打合せみたいな形でやっているということである。システムチックにやっているのではなくて、No というところはそういう色々な打合せの話し合いの中でやっているということであり、Yes というのはある程度記録が残っている。そういう書き方というのを考えたらいいのではないかとというのが一つ。

それから、もう一つ追加で、13ページの規定の(3)で、「するなど」を削除したが、アからオを見ると、「など」がちりばめられているので、ここでは「など」を取ったが、個別のところでは「など」と「等」というのが入っていて、漢字と平仮名の違いもよく分からないが、例えばオの農業政策の変更等により方針が変更となったというのは、農業政策の変更以外にその方針が変更となる理由があるのかどうか、なければ別に等を取ってもいいのではないかとか、そういう部分は気になるので、あまり粗探しみたいにしたくはないが、その辺を、ここを厳格にやるのであれば、そこをもうちょっと変えて欲しいなと思う。

それと、もう一つ、内規になったら、何月何日に実行されるのか、それは事後報告でも良いので、その日付、公文書として発出された日ということのを我々にも知らせて欲しい。

【農政部】

内規については、今回これで承認されれば、部内の決裁がありますので、決裁をして、速やかに周知していきたいと思っています。その施行月日については何らかの方法でご説明させていただきたいと考えている。

【渡部委員長】

私も今議論があったように補足資料 11 ページのフローチャートについては、基本的には、農政部からの説明にもあったように事前調整型になっているので、No という戻り方は原則しないと思う。その辺りがもう少し分かるような書き方もあると思われる。一番大事なところは、緑のところから振興局にあがってくる Yes、ここが一番フィルターになっているところで、ここを受け付けるかどうか、まさにこの内規に従って道庁のプロとしての皆さんの判断というのが効いてくるところだと思われる。ここをしっかりとやっていれば、何の問題もなく動くと思われているので、このフローチャートの書き方は少しだけ工夫していただいて、それを振興局の担当部局、担当者にとしっかりと周知するというのをやっていただく。この内規が上手く生きて、さらに評価委員会の委員には、昔あったような後出しの追加要望が入ってきて、金額も何もかも変更になっているような評価が今後出てこないようにしていただければ、それでいいのではないかなと思う。千葉委員、そのような形でよろしいでしょうか。

【千葉委員】

了解した。

【渡部委員長】

もしそこでちゃんと機能していないということになれば、また改めてこういう議論になると思うので、そうならないようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

【中前委員】

私の理解がまだ追いついていないのかもしれないが、補足資料 13 ページの内規のところ、(3)の実施担当課長は、(2)の様式 3 の提出を受けたときは、判断、審査を行うものとあるが、この様式 3 の提出から審査を実施する。そうすると、様式 3 の提出を受けたのが何件で、審査を行った結果、何件だったというのは数としては出せないものなのか。

【農政部農村設計課】

様式 3 というのは再評価調書の様式の提出であり、再評価を受ける件数とイコールである。

当然、農家の追加要望に対しては、しっかりとチェックするので、振興局に対し、こういう視点で追加要望を見てくださというふうに表示しているところである。

【中前委員】

件数としては出せるか。この再評価の提出を受けて、審査を行いましたという件数は出るか。

【農政部】

再評価地区の件数は出せる。

【渡部委員長】

再評価として評価委員会に挙ってくるタイミングの事前にこういう追加要望がある。ただし予算執行していいか、要望していいかということのをこの場で評価する件数ということになる。

この内規が本当に生きるのは補足資料 11 ページにあったフローチャートのように、担当の方がどこで判断しているか、要望をどこで断っているか、そこがおそらく一番重要なところだと思う。

【有村委員】

補足資料 13 ページの (3) の赤字で、計画時に予見できなかったという言葉がウだけに入っている。基本的にはア～オのほとんどこれは計画時には予見できなかったものだと思う。予見ができていたら、それに沿って予算の要望をされているわけであり、後から追加の要望があるということは、予見ができなかったから、又は条件が変わったからこの予算を認めていただければ事業を達成できるということだと思う。

1 件 1 件の事業は確かに予見が出来ないと思われるが道路の場合、トンネルは掘ってみないと分からない。それは農業であっても同じだと思うが、1 件 1 件分からなくてもある程度量を貯めていくというか、当初の見込み予算がこれくらいで、追加の要望で、過去 5 年間を振り返ってみ

るとこれくらいの件数があったと、そのときに追加の要望の予算額がどれくらいのばらつきになっているのか、こういう分布系を見てあげると、最初の計画がどれくらいの確率で外れてしまうかということのを定量的に評価できそうだなと思っている。

文言としてはウだけではなくても良いと思うが、先ほどの事前にフィルターがかかって、最後それが要望としてあがってきて、フローチャートの中で記録が残っていくと思うので、過去を振り返ったときにこのぶれがどれくらいになっているのかが分かれば、計画時に予見できなかったというところがある程度予見できるのではないかという気がしている。その辺のところをシステムチェックに見ることができれば、先ほどの事後評価の話にも繋がっていくのかなと思う。

**【渡部委員長】**

計画時に予見できなかったというのは、湧水がどこで発生するかとか、排水機能が低下するかとか、長い年月使っていて、全然予見できない、劣化してきて駄目だということであればそれは予見できるけれども、ある日突然詰まって、この辺が湿地になってしまったとか、そういったことに対して、対応できるよう、それは後出しではないということで計画時に予見できなかったという文言が後から加わったことから、赤字修正で書いてある。

有村委員が仰るようなコメントを反映すると、全体にかかるのであれば、計画時に予見できなかった正当な要望というような形になっていてもいいのかなと思う。この辺りは、内容は変更する必要はなく、最終的な表現だけだと思うので、検討いただければと思う。

**【中津川副委員長】**

再評価の話だけでいいのかということについては、要するに、公共事業全般というか、そういう考え方というのはできないかということについては、結局、どう考えているのか。

**【農政部農村設計課】**

農政部としては、今回再評価、公共事業評価の中で議論させていただいて、再評価とは書いているが、事前評価は事前評価の取扱い、再評価は再評価の取扱いと2つの内規を考えている。

今回の計画変更に関しては、事前評価ではなくて再評価の取扱いなので、再評価の取扱いの中に明記している。基準としては再評価に係る10億円以上の増と経過年数5年とあるが、当然、10億円未満の地区もあるが数は少ない。また、いつ計画変更、追加要望等により増額10億円を超えるか分からない。このことから、全ての地区に対してこの視点で実施することが適当であると判断し、再評価の取り扱いの中で書いている。

**【中津川副委員長】**

ということは、事前評価の内規みたいのもこれから作るということか。それとも既にあるのか。

**【農政部農村設計課】**

これから作成する。

**【中津川副委員長】**

了解した。それなら再評価はこれでいいと思うが、事前評価についても、後から追加するようなことは難しいというような、やむを得ない理由がない場合は難しいというスタンスが分かるようにして作っておいた方が良い。そうすると10億円以上ではない案件も含めてそのようなスタンスで評価を受けることが可能になってくると思われる。

**【農政部農村設計課】**

事前評価も10億円以上の地区については、評価にかからない案件になるので、逆に言えば、再評価でいつ事業費が変更で増えるか分からないことから、再評価の方で要件を定めた方が、効果があるものと考えている。

**【中津川副委員長】**

再評価は全部をカバーできないのでは。こういう問題は額が小さくてもみだりに追加要望を後出しで受け入れるのは良くないという話であり、全体にかかるような規定にならないかという話を委員会として議論していたが、それを事前評価の規定の中に盛り込んでおけば、全部がカバー



できるのではないかということ。

**【事務局（総合政策部計画推進課）】**

再評価が該当するのは10億円増と5年経過時点である。大体、農業農村整備事業は、5年は超えるケースがほとんどだという考えでいくと、全ての事業が再評価の対象になるということを念頭に農政部として考えていただいている。

この資料の中でも、特に、当初の議論では2,3年にわたって関係者と議論を尽くした形で計画をしっかりと作ることで、安易な変更というのが出てこないように取り組んでいくことも併せて、今回の補足資料一式による現場への通知となる。振興局などの現場でより明確になるよう再評価の中での記載にしている。

**【中津川副委員長】**

言いたいのは、再評価にかかった時点ではじめてこの規定を見たら、こういうことがあると分かるのではなくて、事業を立ち上げた時点からこういう考え方があるということが、分かるようにしたい方が良くはないかという主張である。

これは「再評価に係る取扱いについて」という内規。だから再評価にかかってはじめてこの内規があることが分かるが、そうではなくて、公共事業の評価を受けるときは、こういうことに留意しなければいけないということが最初から分かっていると、そういう後出しの話がでてくるのではないかということとは心配である。

**【農政部農村設計課】**

再評価に係るといふ、第三者の目にかかるというのは我々としては、強い抑止力になると思っている。再評価はこういう視点で見られるというふうに逆に内部に周知することによって、単なる事前の通知よりも強く感じるのではないかと私どもは思っており、再評価の取扱いの内規に入れている。

また、この補足説明資料も含めて、周知していくので、再評価にかかったらではなくて、最初から変更はこういう視点で厳しく見られるということを周知していくことから、その段階で、理解されると思っている。

**【中津川副委員長】**

そうすると、額が小さい事業など、再評価にかからないから大丈夫みたいな感じで、歯止めがなくなってしまう可能性はないか。そういう懸念から、もう少し、全般をカバーするような規定があってもいいのではないか。再評価だけでは、全般をカバーするような話になるのか心配ということ。

**【渡部委員長】**

この再評価に係る取扱いについて、公共事業全般に対して意識しなければいけないと読み取れるかどうか非常に重要なところだと思う。再評価だからではなくて、公共事業全般に対して、これを意識していなければいけないということが明確になると、中津川副委員長の仰ることがカバーできるのかと。

その時に、2つの内規を作って、事前の話も内規が必要なのか、若しくはこれを見たら事前の話もカバーできるのか、もしかしたら少し曖昧になっているところであり、悪くとれば、抜け道を残しているのではと気になっているのだと思う。そこは、事前でもこれを意識しなければいけないというのが分かるような示し方を考えていただいたら、解決できると思われる。

**【中津川副委員長】**

これを発出したら再評価の話だけとなり、関係ない人は、見もしないし、無視されるかもしれないので、もう少し全体に行き渡るような出し方があってもいいのではないか。中身はこれ以上変えるとは言わないので、それらの出し方、示し方を考えてほしい。

**【農政部農村設計課】**

内規としての形は、再評価という題目が付いているが、当然、各振興局に周知・徹底する段階

においては、委員の指摘内容も含めて公共事業全体として説明したく思っている。その周知のやり方については、農政部に任せていただきたい。

【渡部委員長】

そのところは、大事なことだと思うので、しっかりと周知するという。最終的に再評価というところで評価を受けるわけだが、その前の段階として常にこういうことを意識しておくというのが非常に重要であることから、単なる通知で終わらせないようにしっかりと周知するようにしていただきたい。

そこが違うということになると、評価委員会でまたしつぺ返しを受けることになるので、しっかりと取り組んでいただきたい。

それでは、この件につきましてはこれで承認を得たということで、次の議事に進めさせていただく。

【中津川副委員長】

農政部の話はもうこれで良いが、先の水産林務部の件のように、実は似たような類似の話がちらほら出てきて、全体的な評価のあり方、後出しの変更を歯止めするような評価委員会、若しくは実施方針等、そういったものを考える必要があるのでは。事前説明の時にはそのように言ったのだが、そこは議論する時間はあるのか。今後でも構わない。

【渡部委員長】

農政部の案件で後出しの変更が多く議論してきたが、今日の議事のように蓋を開けてみたら他でもあったということだと思われる。改めて評価委員会の中で議論する場というのがあるべきかと思うが、そうでないと、農政部だけ取り組んでいて、他はそのままというのは良くない。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

農業農村整備事業については、農地という私有財産であり、受益者である農家の申請に基づいて、事業がスタートするという特殊性がある。また、これまでの議論の中で事業計画の変更が非常に多いということが議論され、今回一定の整理がされたということかと思う。

一方で、建設部、水産林務部では公有財産を対象とし、地元からの要望や道自らその必要性に応じて行うものであり、受益者の申請に基づく農業農村整備事業とは性質が異なるものである。

なお、今日ご議論いただいたように、水産林務部の話では、海域単位若しくはエリア単位での事業計画など、様々な議論があったところだが、地区の評価をするに当たって、ヒアリング等を通じ、論点としていただきたい。

【渡部委員長】

そのところは、きわめて緊張感をもって評価に取り組まないといけないと思う。これから個別の案件の再評価が出てくるかと思うが、これは後出し追加だというものがあれば、是非、全体で審議して、見える化していきたいと思うので、委員の皆さんのご担当の中にこのようなものが入っていたら強く指摘していただきたいと思う。

---

(7) 令和3年度公共事業（大規模等）事前評価 継続審議地区の審議について  
08-03 広域河川改修事業費（社会資本整備総合交付金）雨竜川

【建設部河川砂防課】

（議事（7）補足資料により説明）

《 質 疑 》

【厚井委員】

当地区はイトウが生息しているという話であったが、イトウが生息している時点で、環境調査

が必要になると思われるが、事業費に含まれているのか。

【建設部河川砂防課】

事前に魚類調査を行っており、環境 DNA 調査として、この計画区間にはイトウが生息している可能性が高いという結果が出ており、実際に魚体、産卵カ所も幾つか確認されている。イトウの生息については今後、事業の中で継続的な調査をしていく予定であり、生態に配慮した整備を進めていきたいと考えている。

【厚井委員】

継続的な調査だが、そのコストは見込んでいるのか。

【建設部河川砂防課】

測量・設計費の中に見込んでいる。

【厚井委員】

イトウは調べてみると、環境省でも絶滅危惧種のうち厳しい分類の認識だが、この補足資料の 9 ページ目で流下エネルギーの白抜き箇所を掘削していくことと思うが、そうすると、当然、溪流環境が変わってしまうのと、掘削により相当な濁水も生じるかと思われる。つまり、この工事を行うことで、イトウを保全するのはかなり難しいのではないかと。

その辺の保全の対策だが、現時点で何か考えることができるのか、事業を進める上でどうしても避けられない話であろうと思うのでその辺を事前にお聞きしたい。

【建設部河川砂防課】

河川の滞筋部分については、極力保全する形とし、その中で必要な断面を確保していく。今後、詳細な測量を行い、現況断面を確認し、滞筋の掘削を避けるように進めていく考えである。

【厚井委員】

細かなイトウの生態は分からないが、滞筋を触らないからといっても、かなりの濁水が生じると思われる。そういった影響がやはり大きい気がする。

ただし、これまでの事業の検討から断面の確保は必要なことから、やむを得ないところもあるが、実効性の高い保全対策になるのか不安であり、当然、反対意見も出るかと思うので、その辺の合意に至る根回しも必要になってくる。この事業評価に直接関わらないところかもしれないが、長く続く事業なので、そのあたりの準備もしっかりとお願いしたい。

【中津川副委員長】

今の厚井委員のご指摘について補足させていただく。今後、河川整備計画をつくり、その整備計画を議論する場として、流域委員会というものがある。その中に生物の専門家も委員として入っていただき、保全に関する意見を交わすこととなる。その時にどういうふう掘削するかの専門的な意見もあり、必ずしも大丈夫とは言い切れないが、そういった手順を踏むこととなる。

【厚井委員】

この評価委員会後で着手するのではなく、その後に流域委員会があり、しっかりと工法等を検討するというので、了解した。

【有村委員】

補足資料 5 ページ目の事業計画で B/C が 1.21 とある。47 ページ目で便益 229 億円となっているが、ここの計算だが、例えば、洪水の発生確率や評価時の価値に直していく計算かと思われるが、その詳細についてお教え頂きたい。

【建設部河川砂防課】

事業費 330 億円となっているが、費用を現在価値化して、資料 10 の事業効果の欄のとおり費用が 189 億円、便益が 229 億円で B/C が 1.21 となる。

【有村委員】

建設費が現在価値化されて、189 億円まで下がっている。河川事業は事業期間が長いのでこの数値になるということでした。

事業期間を考えると便益も相当数、下がってしまうような気がするが、これはマニュアルに沿って計算ということか。

【建設部河川砂防課】

マニュアルに従い算出した値である。

【柏木委員】

補足資料 46 ページの全体事業費の表の下に農地かさ上げに流用とあるが、これはどういうことか。

【建設部河川砂防課】

河川の背後に農地があり、農地の表土を剥いで、河川掘削で生じた土砂をしき均して、表土を戻すもの。農地の高さを上げ安全率を確保するとともに、掘削残土を経済的に現地で処理する。

【柏木委員】

それでコストが下がるのか。

【建設部河川砂防課】

掘削箇所から近場に土捨て場があれば良いが、そうでない場合、遠方へ土砂を運搬することとなり、比較すると経済的である。

【柏木委員】

砂礫が多いかと思うが、農地に適さない場合もあるかと思うが。

【建設部河川砂防課】

あらかじめ土質試験を行い、農地に悪影響が出ないことを確認する予定である。

【中津川副委員長】

補足資料 8 ページの流下能力図について、改修の優先順位はどこからか、雨煙別地区の上流側は流下能力があるので、添牛内地区から改修をしていくイメージが良いか。

【建設部河川砂防課】

特に農地被害の大きかった大曲地区と朱鞠内地区、どちらも流下能力が 150 m/s 以下のところがあり、そういった箇所からまずは流下能力を上げて、目標の断面にしていく。

【中津川副委員長】

添牛内地区の流下能力も足りていないが、その範囲で大曲地区と朱鞠内地区の改修を暫定的に行っていくということではよろしいか。

後で議論となるが、この河川事業は 25 年と長い事業期間を要するので、改修の優先順位をどのように考えるかということも問題かと思う。一つの単位でやっていくべきか、もう少し分けて評価になじむように行うべきという議論もあるが、優先順位を示しながら行っていただきたいと思う。

【厚井委員】

掘削がメインかと思うが、上流からの土砂供給はどのような感じか。上流にダムがあるので、平成 26 年の氾濫の分布を見ると、それなりに掘削しても何らかの出水があったときに掘削した土砂が戻ってしまうようなことが懸念されるのでは。もし懸念されるのであれば対策を考えているのか、その辺を確認したい。

【建設部河川砂防課】

現在のダムは発電用ダムである。また、その下の河道を見る限りは、河道が崩壊しているとか、近年の洪水を見てもそういった状況ではない。極端に上流から土砂が供給されるような河川ではないと認識している。

【渡部委員長】

流下能力を示して、堤防の高さだけではない川の流れる能力で評価しているが、この雨竜川の縦断勾配はどれくらいのものか。例えば上流側が急勾配なのか、それとも途中で急勾配箇所があるのか。流下能力と関係しているような場合には我々の理解が深まるのではと思っております。

【建設部河川砂防課】

今回の道管理区間においては、中上流区間となるが、勾配的には数百分の1程度、一般的な中小河川の中上流の縦断勾配と大きな差はない。また、極端な勾配変わりや急流もない。

【渡部委員長】

一般の中流河川の勾配を持って、カーブは多いが、同じような勾配で流れており、極端な段差や滝のようなものは無いでよろしいか。

【建設部河川砂防課】

そのとおり。

【中津川副委員長】

私からご提案したい。この河川事業は議論を続けて金額も330億円と大きい上、議論の過程の中でもなかなかイメージも付かないのでは思われる。委員の皆様が、お時間がありましたら、現地を一度見ていただくことがよろしいかと思うが。如何か。

【渡部委員長】

現地調査を行って、次の委員会で方針決定でも手続きは間に合うのか。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

10月末専門委員会での方針決定で間に合う。

【渡部委員長】

それでは、本日急いで方針を決めなくとも問題はないということ。現地調査に行くことは可能か。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

委員及び現地で対応いただく建設管理部との調整の上、9月下旬に再評価等の現地調査と併せて、委員の皆様にご負担のないようにスケジュールを組みたく考えている。

【渡部委員長】

了解した。委員の皆様がイメージしている河川とこの雨竜川が合っているか分からないので、現地を見ていただくことがよろしいかと思う。もし可能であるならば、現地調査をした上で、次回の専門委員会で対象方針を決定したく思う。

委員の皆様、それでよろしいか。

（了承）

それでは、この地区は継続審議地区として、現地を見てから対処方針を決定したく思う。

また、事務局におかれては、多くの委員が参加できるよう日程を調整して頂きたく思う。

---

【渡部委員長】

それでは、私から本委員会で取り上げたい案件がある。その内容だが、本年5月26日政策評価

委員会において、石井会長から「河川事業について施工期間が非常に長く、政策評価の観点から事業の妥当性の判断が難しい。評価の上で、妥当性を適切に判断できる仕組みが必要でないか、専門委員会で議論いただきたい」との宿題があったところである。

これについて、我々の中でも整理しておかなくてはならないと思うが、長期に亘る河川事業、場合によっては50年以上の地区もあるが、これについてどのような考えとすべきか、はじめに担当課の方から説明を頂ければと思う。

#### 【建設部河川砂防課】

河川事業であるが、例えば中上流域の河川改修を行うに当たり、一般的には下流側から整備を行うことから、一連区間の整備としては非常に整備期間が長くなる。また、国の評価要領においては、河川事業における評価単位は一連の整備効果を発現する区間とされている。ただし非常に長期間な河川事業において一括の評価が困難となる場合、整備の目的が異なるものについては、評価単位を分割するものとされている。

なお、我々が行っている河川改修事業は、あくまでも整備目的が同一なものであり、評価単位の分割などは難しいと考えている。例えば、他事業で砂防のダム、急傾斜地の整備になると、砂防ダムであれば、そのダム単位での整備でその下流側の便益は算出できる。急傾斜地においても斜面を整備すれば、この地区が守られるというように便益が算出できる。

一方で河川事業は、中上流区間の安全確保においては通常、下流から整備する必要があり、事業期間がどうしても長くなる。目的としては同じものであるが、その長期間に対する評価については、もう少し、短いロットで評価できないか今回、ご質問となっているかと思われるが、我々としては、この5年再評価制度の中で、当初考えていた便益が変わっていないのか、計画どおりのコスト、事業が進捗しているなど、評価をいただいているので、その中で事業の透明性、妥当性が評価されていると考えている。

#### 【渡部委員長】

国の評価制度の中では、目的が違うものについては個別に評価を行うと書かれているが、目的が同一である場合には1本ものは1本である。ただし、5年ごとの再評価の段階で、その都度、確認していくという整理であるという考えであるが、この件について、委員から意見等があるか。

今回の再評価地区において、個別評価地区として河川事業がある。今後の再評価地区の審議の中で石井会長へ何らかの回答が出来るように考えていきたいと思うが如何か。

#### 【中津川副委員長】

事業期間の長さについては、程度問題というか、私が生まれる前に始まって、死んでもまだ事業をやっている類いのものもある。その案件がどれくらいあるのか、そこは整理してほしいと思う。

確かに昔の工事実施基本計画では、いつ完成するか分からない。100年後みたいなものもあり、その反省の元で河川整備計画というものを作って（概ね20年とか）要するに現在の方たちが受益を受けられる期間と言うことで河川整備を進めていくということであるが、いつ終わるか分からないような事業を続けているというのは行政の不作为の話にもなり得る。鬼怒川の裁判でも行政が賠償命令を受けているので、やはり、社会的に認められた期間で区切って事業を行うことを考えるべきと思う。

今日の整備計画に合わせた事業としては、概ね20年くらいの期間となるが、そうではない昔から続けている地区がどれくらいあるのか、それを示していただいて、どのように考えるか、方向性を議論して石井会長へ回答するのがよろしいかと思われる。

#### 【渡部委員長】

具体的にそういった長期の案件が幾つくらいあるのか。5年の再評価という中では事業の進捗、残り期間がこれくらいという整理されており、数としては、それほど多くはないと思われるが如何か。

#### 【建設部河川砂防課】

今、言われたデータについては、調べてお示ししたく思う。

なお、現在は中津川副委員長の発言のとおり、整備計画を作成して事業を進めているが、近年の新規事業ではない、過去から長く続いている事業もある。

【中津川副委員長】

データの報告について、よろしくお願ひしたい。もう一つ問題となるのは、長く事業を行っている色々な状況変化が生じる。例えば大雨によって計画を変えていくような付け足し変更が発生する。例えば、新たな状況が発生した時点で、一度リセットして評価にかけるようなことが必要ではと思われるが、それも可能か考えていただきたい。

【渡部委員長】

大雨によって計画水位そのものが変わってしまう。どう反映するか、そのあたりの考え方を整理して石井会長へ返せればと思う。事務局からは如何か

【事務局（総合政策部計画推進課）】

これから再評価を行う河川事業のうち、全員評価、個別評価地区があり、そのうち50年を超えるものもある。そこを軸にして再評価の中で議論を深めていただきたい。政策評価という観点だと、優先順位の話があり、ある意味、河川事業については、災害の対策と表裏一体の部分があり、長い中でも安全・安心をどう進捗しているのかという観点もあるので、どういう説明ができるのかというのも政策評価のテーマと思う。先の建設部の回答がありましたとおり、技術的に難しいところもあるかと思うので、再評価の地区審議の中で議論を深めていく感じかと思われる。

【渡部委員長】

次回の委員会でも継続的に審議したく思う。担当課におかれては、資料の準備等をよろしくお願ひしたい。

委員の皆様、よろしいか。

(了承)

それでは、本件については、継続審議として次回以降に審議したく思う。

---

### 3 その他

【事務局（総合政策部計画推進課）】

(令和4年度 公共事業評価専門委員会スケジュール(案)の説明)

【渡部委員長】

議事全体を通して、何か意見等あるか

【中前委員】

公共事業事後評価についてだが、事後評価調書について、評価に当たって過去の経緯が分かるようにとの意見があったが、可能であれば、事後評価調書と併せて当時の評価調書もつけていただければ、背景や経緯が分かるのでよろしいかと思われる。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

参考としてつけるようにしたく思う。

### 4 閉会